

四国中央市第三次総合計画後期基本計画策定基礎調査等業務

仕 様 書

四国中央市

# 四国中央市第三次総合計画後期基本計画策定基礎調査等業務 仕様書

## 1. 業務名

四国中央市第三次総合計画後期基本計画策定基礎調査等業務

## 2. 業務の目的

本業務は、「第三次四国中央市総合計画前期基本計画」が2027年度をもって計画期間が終了することを受けて、令和10年度から令和14年度までを計画期間とする「第三次四国中央市総合計画後期基本計画」を策定するに当たり、住民・高校生アンケートの実施及び結果分析並びに高校生ワークショップの実施支援などの委託を目的とするものである。

## 3. 委託期間

契約締結日から 令和9年3月19日（金）まで

## 4. 業務の概要

### (1) 住民アンケート調査の実施と報告書の作成

総合計画策定のための基礎調査として、アンケート調査を実施する。回収されたアンケートの回答は、入力・集計を経て報告書としてとりまとめを行う。

- ・対象者及び票数 一般市民：2,000票（回収率見込み：約40%）
- ・アンケート調査実施に係る作業分担

委託者	受託者
実施方針の確定 調査票案の検討と確定 調査対象者の抽出 アンケート結果報告書案の検討	調査票案の作成と補修正 調査票及び発送・回収用封筒の印刷 宛名ラベル作成 封入・封緘及び宛名ラベル貼付作業 アンケート配布・回収経費負担 回収アンケートの開封・管理 回収アンケートの入力 自由記述回答部分の整理 単純集計・クロス集計 調査結果の分析 アンケート結果報告書案の作成と補修正 web アンケート構築に係る作業

### (2) 高校生アンケート調査の実施と報告書の作成

総合計画策定のための基礎調査として、アンケート調査を実施する。回収されたアンケートの回答は、入力・集計を経て報告書としてとりまとめを行う。

- ・対象者及び票数 市内高校生：約1,400票（回収率見込み：100%）

・アンケート調査実施に係る作業分担

委託者	受託者
実施方針の確定 調査票案の検討と確定 アンケート依頼 アンケート結果報告書案の検討	調査票案の作成と補修正 アンケート依頼文案の作成 自由記述回答部分の整理 単純集計・クロス集計 調査結果の分析 アンケート結果報告書案の作成と補修正 web アンケート構築に係る作業

(3) 高校生ワークショップの実施と報告書の作成

総合計画策定のための基礎調査として、若者の柔軟な意見を収集し反映させること、また参加する高校生の地域愛の醸成、将来の定着を目的としてワークショップの企画及び運営等の支援業務を行う。なお、実施後は、要旨をとりまとめた報告書を作成すること。

・業務の内容

- ア ワークショップ全体のコーディネート
- イ ワークショップ当日の資料作成

・開催回数

1回

・参加人数

18名程度

なお、開催にあたり参加者の人選及び会場の手配は、委託者にて行う。

(4) 打合せ・協議

主要な打合せ・協議は、初回、中間、成果完成前の計3回を原則とする。また、作業の進捗状況に応じて、適宜打合せを行うものとする。なお、その内容については受託者がその都度記録を作成すること。

5. 成果品

- (1) 住民アンケート結果報告書（集計データ含む） 電子データ一式
- (2) 高校生アンケート結果報告書（集計データ含む） 電子データ一式
- (3) 高校生ワークショップに関わる報告書 電子データ一式
- (4) 本業務関連の電子データ一式

※電子データのファイル形式は、修正可能なMicrosoft Word、Excel、PowerPointの形式で作成し、併せてPDFデータを作成すること。

※電子成果品の内容チェック及びウイルスチェックについては、愛媛県土木設計業務等の電子納品要領（令和7年3月）「12. 電子成果品の内容チェック」（目視によるチェック）、「13. 電子成果品のウイルスチェック」に準ずること。

## 6 その他

- (1) 本仕様書は本業務の提案をするに当たり、最低限の必要事項を記載したものであり、本仕様書に記載のない事項についての提案（独自提案）も可能とし、業務内容については、本仕様書によるほか、企画提案書等での提案を踏まえ決定する。
- (2) 本業務委託契約の締結後、速やかに委託者と打合せを行い、委託者の承認を得て、業務フロー、業務スケジュールを記載した業務計画書及び管理責任者、主任者等を記載した連絡体制表を提出する。
- (3) 受託者は、本業務に十分な経験と知識を有する者を配置すること。
- (4) 受託者は、本業務中に生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに委託者に報告、最善の処置を行わなければならない。また、損害賠償の請求があった場合には、受託者が自己の責任において一切の処理をするものとする。
- (5) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び四国中央市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年四国中央市条例第1号）の規定により適正に取り扱うこと。
- (6) 受託者は、業務の遂行上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (7) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (8) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託する場合は、委託者に対し予め書面により報告を行い、委託者の承認を得ること。
- (9) 本業務で得られた成果物の所有権、著作権及び利用権は、四国中央市に帰属するものとする。また、受託者は著作権を行使できないものとする。
- (10) 成果品納入後に発生した受託者の責めによる不備が発見された場合は、速やかに必要な措置を行うものとし、これに対する経費一切は受託者の負担とする。
- (11) 本仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者がその都度協議の上、決定する。